

令和3年2月22日（月）
15時00分～17時00分
WEB会議

〔出席者〕

（委員）石井委員、井上委員、大木委員、神吉委員、黒崎委員、島田委員、東松委員、戸田委員、根岸委員、野田委員、南田委員、浜田委員、眞嶋委員、村田委員、毛受委員（計15名）
（文化庁）柳澤国語課長、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第104回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」二次報告（案） - 日本語能力評価について -
- 3 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成について（案）
- 4 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討状況について（中間報告）

〔参考資料〕

- 1 第20期日本語教育小委員会の審議内容について
- 2 日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループの進め方
- 3 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方について

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 議事1「日本語能力の判定基準等について」、日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループ座長から配布資料2「日本語教育の参照枠」二次報告 - 日本語能力評価について - 説明があり、意見交換を行い、審議を経て、本報告を本小委員会まとめとして国語分科会に報告することが了承された。
- 3 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループ座長から配布資料4「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に向けた検討状況について（中間報告）」報告があった。
- 4 国語分科会が令和3年3月12日（金）に開催予定であることを確認した。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○石井主査

ただいまから、今期最終回となります第105回日本語教育小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染防止のため、遠隔による審議となります。何かと御不便もお掛けいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。また、傍聴者の方々がオンラインでこの会議を御覧になっていることを御承知おきください。それでは、事務局から配布資料及び定足数の確認をお願いします。

○増田日本語教育調査官

本日は松岡委員が御欠席です。15名御出席いただいておりますことを御

報告いたします。続きまして、会議資料についてですが、議事次第を御覧ください。配布資料は、資料が4点、参考資料が3点となっております。よろしくお願いいたします。

○石井主査

配布資料1「前回の議事録(案)」につきましては、本日より1週間後をめどに御確認いただいて、変更を要する点がございましたら、事務局まで御連絡ください。なお、議事録の最終的な確定につきましては、私、主査に御一任いただけますよう、お願いいたします。

議事に入ります。日本語能力の判定基準についてです。今期は、「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループを設置し、「日本語教育の参照枠」一次報告を踏まえた検討を行っていただいております。ワーキンググループの進め方等については、参考資料「2」に掲載しております。本年度は6回に及ぶ審議を重ねていただきました。また、国内外の日本語の試験・評価に関する調査を行いまして、その結果を踏まえて御検討いただき、報告案を作成していただいております。

本日は、ワーキンググループから報告案について御説明をいただいた上で審議を行い、日本語教育小委員会のまとめとして、3月の国語分科会に報告できればと考えております。

それでは、ワーキンググループの座長でいらっしゃる根岸委員から、御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○根岸委員

配布資料2『日本語教育の参照枠』二次報告(案)「日本語能力評価について」を御説明します。「はじめに」を御覧ください。この報告は、令和2年11月に日本語教育小委員会が取りまとめた「日本語教育の参照枠」一次報告に基づき、国内外における日本語学習者の日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、外国人等の日本語能力の判定基準及び評価の在り方について示すものです。

現在、日本語能力を判定する試験が国内外で様々実施され、個々の指標に基づき、レベルや判定基準などが設定されていますが、学習・教育内容の多様化が進む中、各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備し、利用できるようにすることが必要になってきています。

そこで、この二次報告案では、「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念を掲げ、日本語教育における評価の考え方について幅広く示すとともに、「日本語教育の参照枠」のレベルと日本語能力の判定試験との対応関係を示す方法等を表すことや、社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方について示すことを目的としています。

今年度末の取りまとめを目指すとのことで、ワーキンググループで検討を行い、本小委員会でも審議させていただいた報告案でございますが、いま一度全体について御説明させていただきたいと思っております。

報告の構成につきましては、配布資料2『日本語教育の参照枠』二次報告(案)「日本語能力評価について」の1枚目、目次を御覧ください。全4章で構成され、参考資料として、評価の種類や日本語の能力判定に係る試験等一覧などを収録しております。

各章ごとにポイントを御説明してまいります。1ページ目は、1章、日本語能力評価の現状と課題です。ここでは、日本語能力の評価と日本語能力を判定する試験について分けて、それぞれに現状と課題を示しました。

(1) 日本語能力の評価については、国内外を移動する日本語学習者が、継続的に自らの日本語の熟達度を客観的に把握したり、具体的な学習目標を立て、自律学習を進めたりするために、有効に活用できる評価の仕組みが求められていること。国内外の多様な日本語学習者に対する日本語能力の評価に対応できる、国としての共通の指標等が示されていないこと。日本語教育機関や日本語教師等に対して、日本語教育の目的や言語活動に応じた多様な評価の方法についての選択肢が十分に示されていないこと。地域の日本語教室において共通的に用いることができ、かつ簡便な評価指標がなく、評価ツール等も整備されていないこと。日本語教育の個々の現場で実施できるパフォーマンス評価の方法と事例及びポートフォリオによる評価や自己評価などの多様な評価の方法と事例についても幅広く示していくことが必要であることの5点を挙げました。

(2) 日本語能力を判定する試験については、国内外で様々な試験が測定する日本語能力につい

での測定結果を相互に参照できる枠組みを整備し、利用できるようにすることが必要となっていること。留学生とは異なる目的、場面で言語活動を行う外国人の日本語能力について、適切な判定がなされていないこと。「話すこと」、「書くこと」に関する言語能力を評価するものが少なく、その評価のための基準も明確に示されているとは言えない状況にあること。日本語教育機関及び日本語学習者が必要な試験を選びにくい状況にあること。日本語能力を判定する試験実施機関に関しては、試験の実施に際し、最大限の対策が求められること。AI技術の活用やオンラインによる受験が可能となるような試験の開発を促進し、日本語能力の判定機会の充実を図る必要があること。職業分野ごとに求められる日本語能力の判定基準については策定が進んでいないことの7点を挙げました。

次に、3ページを御覧ください。2章、「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の三つの理念です。「日本語教育の参照枠」一次報告では、日本語教育の推進に関する法律、第1条に掲げられた「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与する」ことを理念とし、①日本語学習者を社会的存在として捉える、②言語を使って「できること」に注目する、③多様な日本語使用を尊重するという言語教育観の三つの柱を示しました。

この言語教育観の三つの柱に基づき、4ページに評価の理念として、次の三つを掲げました。4ページの黄色の囲みの部分です。①生涯にわたる自律的な学習の促進。「日本語教育の参照枠」における評価は、生涯にわたる自律的な学習の促進を目的とすること。②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用推進。言語能力記述文で示された言語能力を把握するために、多様な評価手法を提示するとともに、考え方や事例を示すことで活用を促進すること。③評価基準と評価手法の透明性の確保。日本語教育に関わる全ての人に参照しやすいものにする。

それから、5ページ目の3章、「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価、(1)日本語能力観については、行動中心アプローチに基づき必要なことから学んでいくことを重視することを示しました。次に、(2)言語使用者及び学習者の言語能力熟達度を構成する能力では、言語使用者及び学習者の言語能力熟達度を構成する能力を、次の四つに整理して示しました。

①の一般的な能力には、直接言語能力とは関係がないものの、言語能力を支えている知識や技能、意欲や態度が含まれます。②のコミュニケーション言語能力は、文法や語彙、発音などの知識に加え、談話の構成能力や社会言語的な能力が含まれます。③のコミュニケーション言語活動には、その上位に、受容、産出、やり取り、仲介の四つの概念があります。さらにこの四つにひも付く形で、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り)」、「話すこと(発表)」、「書くこと」の五つの言語活動があります。④の方略は、分からない言葉に出会ったときに意味を推測したり、質問したりすることができる能力です。

①から④のうち、日本語能力として評価の対象となるのは②、③、④であり、「日本語教育の参照枠」一次報告では、②、③、④の能力を表す言語能力記述文(Can do)を示しています。

次に、7ページの(3)客観的に日本語能力を測定する上での評価の基礎的な概念では、妥当性、信頼性、実行可能性という三つの概念に触れました。また評価という言葉はいろいろな意味を含むため、CEFRにおける評価についての概念整理を参考として挙げました。

8ページ、(4)多様な評価の在り方と事例では、①試験、②パフォーマンス評価、③自己評価、④相互(ピア)評価、⑤ポートフォリオによる評価についての事例を示しました。

19ページからは、4章、日本語能力判定のための試験等についてです。ここでは日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応付けのしるしと、試験開発に関する基本的な考え方、社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方について示しました。

具体的に言いますと、欧州評議会が2009年と2011年に公開した対応付けのマニュアルで示された五つのしるしを抜粋して示しています。

オレンジ色の四角で囲んでいますが、①CEFRへの理解を深める、②自己点検について、③標準化トレーニング、④基準を設定し、試験のスコアをCEFRの段階別表示に位置付ける、⑤妥当性を検証するという五つのしるしです。これらのしるしに沿って、CEFRへの尺度との対応付けを行った事例として、23ページに二つの外国語試験の例を挙げました。

24ページからの(4)試験開発に関する基本的な考え方では、日本語能力の判定試験開発において望まれる、六つの要素とチェックリストを挙げました。水色の四角で囲んだ①から⑥が望まれる要

素です。各四角の中にあるチェック項目は例示として挙げているものであり、作成する試験の用途や目的に応じて項目の検討を行い、最適な判断が行われるべきであるということも示しています。

27ページからは、(5) 社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方についてです。①日本語能力の判定のための試験及び評価方法の開発促進では、今後「話すこと」、「書くこと」についての言語能力を測る試験の開発が求められていること、従来の紙ベースの集合型の試験のほかに、コンピューターを活用した試験の実施が求められていること、試験開発、実施に関する専門性を有する人材の育成が不可欠であること等について示しました。

②試験及び評価実施機関に求められる主な要素では、28ページの後半からあるように、試験及び評価を実施する機関・団体に求められる主な要素として、10の項目を示した上で、試験及び評価を実施する機関・団体は、「日本語教育の参照枠」のレベル尺度との対応付けの検証結果や、受験結果を受験者及び結果利用者に対して分かりやすく示すとともに、更なる学びへとつなげるためのフィードバックの方法についても配慮することが望まれるということを示しました。

さらに、③日本語能力判定の有効な活用に向けてでは、「日本語教育の参照枠」レベルと試験との対応付けの方法を示すだけでなく、その活用に向けた研修機会の確保や評価担当者の育成に対する支援が必要であること、多様な評価の在り方を周知していくことが重要であること、日本語教育に関する試験及び評価の専門家の育成強化についても挙げています。

31ページからは参考資料です。

参考資料1は、評価の種類としてCEFRに掲載されている評価の種類を参照し、主な評価の種類として13組の項目を掲載しました。参考資料2は、日本語の能力判定に係る試験等一覧です。国内外で実施されている日本語能力判定に係る27の評価・試験実施機関に対し、令和2年12月から令和3年1月に掛けて調査を実施し、その結果を一覧として掲載しました。参考資料3は参考文献、資料「4」はこれまでの検討状況になります。

「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループからの御報告は以上です。

○石井主査

根岸委員、ありがとうございました。大部のものを整理よくおまとめくださいました。

「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループの委員である眞嶋委員、島田委員、何か補足やコメントなどありましたら、是非お聞かせください。

○眞嶋委員

ワーキンググループと日本語教育小委員会に入れていただきまして、今この報告書を見ますと、随分きれいになったと思っております。この委員会の私たちも、文化庁も、報告書を作ることそのものが最終報告的ではなく、これをスタートラインとして、これから進んでいくための道具が一つ提供されたと思っております。CEFR2001年版が発表されてから20年目にして、「日本語教育の参照枠」がまとめられ、日本語能力評価に関する二次報告を併せて取りまとめたということは意義深く、ここまで20年掛かったのだということを感じ深く感じております。

「日本語教育の参照枠」を一般に広く御理解いただいて、分野の言語教育に携わる者が、語種を越えて、共通のメタ言語が出来たというようにも思います。日本語教育に関わる私たちもこれを参照しながら、今後どのようにするのがいいのかと考えますと、留学生教育は今までのいろいろな開発・研究が進んできましたが、それ以外の日本語学習者の方たちへの日本語教育をもっと促進させるために、この「日本語教育の参照枠」を道具として、みんなが参照でき、それに基づいて話ができるスタートラインに立ったという意味で大変良かったと思います。

しかし、これで安心しないで、作っただけで終わってしまっただけではいけないと思います。報告書として完成したと思いますが、まだ議論の余地のあるところや、実際に多様な学習者に対して日本語教育を行う皆さまがそれぞれの地域や機関における支援に必要なものを判断していただけるようにしなければなりません。必要な評価を必要な人にしていただいて、評価のための評価ではなく、その学習者の方がより日本語を学びやすく、助けになることを願っております。

○石井主査

眞嶋委員、ありがとうございます。島田委員、いかがでしょうか。

○島田委員

日本語教育の評価に関する重要な点がまとめられ、今回このように拝見しますと、例などが示されていて、大変分かりやすくなったように思います。日本語のテストと参照枠、CEFRとの対応付けの例を掲載していますが、これについては、実際にどのようにするか分からないという方がたくさんいらっしゃると思いますし、対応付けの方法を目にすることが簡単にはできなかったのも、このようにまとめてあるというのは、非常に参考になると私も思います。

ただ、私も、何度も見てようやく理解していますので、果たして分かりやすいものかどうかという点で課題が残ります。これから、分かりやすく皆さんに理解していただいて、運用までつなげていくということが重要になってくると思います。それが今後の課題になるように思いました。

○石井主査

島田委員、ありがとうございます。お話を伺ったり、報告案を拝見したりしながら、評価というものの概念といたしましょうか、評価をどういうものだと考えるかということが成果として広まっていくと良いと思っております。

それでは、本小委員会の皆様から御意見、コメントを頂きたいと思います。まず、「はじめに」から1章、2章、3章までにしましょう。そこまでで区切って御意見を頂ければと思います。

3章「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方の（4）多様な評価の在り方と事例というところに、それぞれの評価の事例が挙げられていますが、今回パフォーマンス評価の例として、ACTFL-OPFの資料が加わっていますね。本来英語で書かれたものが多い中、日本語の例を掲載することができて、大変よかったのではないかと思います。このほかにも多様な評価の事例があると思いますが、今後配布資料3「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成について（案）にある手引き等で、更に具体的な実施方法なども取り上げられるとよいのではないかと思います。

それでは、御意見をお願いいたします。大木委員、お願いします。

○大木委員

まずはお取りまとめいただいた根岸座長以下、皆様に御礼を申し上げます。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

私から意見が一つあります。配布資料2『日本語教育の参照枠』二次報告（案）－日本語能力評価について－の「はじめに」の第1段落の末尾です。「日本語能力の判定基準及び評価の在り方について示し提言するもの」という目的が記述してあり、正にそのとおりだと思います。一方で、報告書表紙における副題は「日本語能力評価について」と、幾分簡素な記述になっています。

副題について、目的に合わせて丁寧に記述する必要があるように感じます。今この段階で妙案があるわけではないのですが、お考えになっているところ、執筆する上で感じていた点等を含め、お聞かせいただけたらありがたく思います。よろしく申し上げます。

○増田日本語教育調査官

事務局から失礼いたします。御指摘いただきましてありがとうございます。まず副題についてですが、できるだけ簡素に、読みやすく分かりやすくという観点で御提案をさせていただきました。「はじめに」との整合性を考えますと、本来「外国人等の日本語能力の判定基準及び評価の在り方について」と書くという考え方もあったと思っております。

ただ、この「日本語教育の参照枠」は、一次報告と二次報告が最終的には一体となる計画でして、この副題はやがて章のタイトルになっていくと構想し、短めにさせていただいたという経緯がございます。

受け取る皆様にとって分かりやすいものとしたいと思っておりますので、長くとも丁寧に書き下したほうが良いか、簡潔な副題がよいか、どちらの方がよいか、御意見を頂ければと思います。現在は

分かりやすさを取らせていただいています。

○石井主査

御説明については分かりました。御意見はまたいろいろおありかと思いますが、いかがですか。

○大木委員

簡素にという趣旨は理解しました。前回1月28日の審議の際は、「日本語能力評価の考え方について」という幾分丁寧な表記でしたが、より簡素になったと受け止めました。私自身は説明に納得をいたしました。

○石井主査

ありがとうございます。南田委員、お願いします。

○南田委員

南田です。報告をまとめていただきありがとうございます。大変分かりやすくなったと思っています。この報告を今後普及していき、多くの方に見ていただければいいと思っているのですが、そのときに、日本語能力の評価となると、どうしても対象が日本語教育の関係者や試験を作る方だけに思われがちです。そうではなく、この報告は、企業や業界団体が試験等の評価を見て外国人等を採用する方や、生活や就労の現場になじんでもらいたい方々にも、是非読んでほしいと思っています。

したがって、報告の対象が企業の現場や業界団体の方も含まれるというメッセージを、何とか「はじめに」の文章に入れたいと考えています。例えば、「はじめに」の最後の「今後」からの文章が、対象者も含めて書いてあるので、「日本語教育関係者及び外国人等と関わる人々」の「外国人と関わる人々が」というところに、企業や業界団体も含まれているのは重々承知しているのですが、もう少し分かりやすく、「外国人と共に働く人々」や「生活する人々」というような記載が入るとありがたいと思います。

○石井主査

御意見ありがとうございます。工夫できそうですね。毛受委員、お願いします。

○毛受委員

南田委員の御意見にも若干関係するのですが、私自身、日本語教育とは無縁の立場から拝見させていただいて、ある意味で重要だと思ふところがあります。それは4ページにある「言語教育観の三つの柱」の③「多様な日本語使用を尊重する」というところです。

その下に、「母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない」と書いていまして、これは恐らく企業の方、一般の日本人は、日本人と同じように日本語を学ぶのが最終目的だと思っらっしゃると思うのです。しかし、国が明確にそうではないというメッセージを出すのは大きな意味があります。恐らく日本語の国際化なり多様性ということ、国がしっかり認めていくという話ですね。

この「多様な日本語使用を尊重する」というのは、日本社会が尊重するという意味だろうと思いますが、そうであれば、例えばこの③の最後に、私の意見としては、「日本社会においても日本語の多様性についての理解、尊重を求めるものである」という一言があると、単に外国人の人たちの学ぶべき規範だけではなくて、日本社会自身が多様な日本語をこれからは受け入れていくという、ある意味日本語の国際化を推進することを明確に打ち出すことで、この報告に更なる意味を持たせることができるのではないかと考えております。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。理念に関わる部分ですので、お二方とももっと明確にしてはどうかというお気持ちであろうと思います。恐らく理念に関しては、委員の皆様共通の認識であろうと思います。ただ、一次報告で取りまとめたものでもありますので、この段階で追記などはできるのでしょうか。

○増田日本語教育調査官

事務局から失礼いたします。南田委員の御指摘は、「はじめに」に追記・修正させていただきたいと思います。毛受委員の御意見についても事務局も委員も同じ思いでございます。この理念の③には思いが込められたものと認識しております。ただ、この三つの柱は一次報告で示された理念でございますので、今回の二次報告の中で変更を加えるのは難しいと考えております。

そこで、御指摘の点につきましては、一次報告と二次報告を合わせる来年度の審議において、再度御審議いただき、最終報告を取りまとめる段階で、御提案のようにもう少し加筆をするか、あるいは来年度作成予定の「日本語教育の参照枠」の広報や手引き等に、御指摘の点が強く伝わるように工夫をしていけたらと思います。

何度も大変重要な御指摘を頂いているところかと思っておりますので、事務局もそれを伝えられるように努力していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○石井主査

よろしいでしょうか。では、神吉委員、お願いします。

○神吉委員

皆さんの御意見に私も賛成で、事務局の対応としても、私はそれでいいと思っています。ただ、来年度以降そういうことをやらなければならないという課題を認識していることを、どこかに明記できないでしょうか。検討していただければと思います。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。前回の日本語教育小委員会では来年度以降の審議予定について検討いただいた際に、南田委員から本日の配布資料3「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成について(案)に、今後早急に取り組むべきこととして、手引きだけではなく、広報資料も含めるべきと御提言を頂きました。これを受けまして、新たに⑨「日本語教育の参照枠」のイメージ図及び分かりやすい広報資料の作成という項目を1年早め、令和3年度実施としております。

あるいは、「はじめに」などに書き込めるかは、全体のバランスを見てですが、御指摘の点については事務局でも検討していきたいと思っております。

○神吉委員

できれば一つの資料を読んだときにそこまで読めた方がいいと思います。ただ対応はいろいろあると思いますので、あとはお任せします。

○石井主査

この件については、事務局にお考えいただくということでよろしゅうございますか。ほかに、何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。村田委員、お願いします。

○村田委員

2ページ目、日本語能力を判定する試験についての上から四つ目です。前回の資料で出題基準や過去問題と記載されていたところを指摘させていただきましたが、修正いただき、ありがとうございます。前回申し上げたことと重なりますが、試験を受験する人、指導する人、さらに先ほど南田委員がおっしゃったように、試験の結果を利用する人たちに対して、しっかり情報を提供していくことの重要性は十分認識しておりますが、開示する情報は必ずしも過去問題やサンプル問題でなくてもいいのではないかと指摘をさせていただいておりました。今回の修正案で納得しました。

○石井主査

それでは、次に4章「日本語能力判定のための試験等について」に参ります。大木委員、どうぞ。

○大木委員

配布資料2の19ページの(1)日本語能力の判定試験等と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示すことの意味について意見があります。「これらの試験及び評価が」で始まる第2文の末尾です。「利用できるようにすることが可能となり」と記述され、同義語反復ではないかと思えます。ここは表現の適正化を図っていただくのがよろしいのではないかと思えます。

それからこの第2文全体ですが、主語が明確ではないような気がします。試験実施機関なのか、日本語教師なのか、日本語学習者なのか。対応付けを行うのは誰なのか、読んでいて理解できなかったものですから、趣旨の明確化を図っていただくことがよろしいのではないかと思った次第です。

○石井主査

これは事務局で御検討いただきたいと思いますが、よろしいですか。

○増田日本語教育調査官

はい。御指摘ありがとうございます。修正いたします。

○石井主査

ほかに何か御意見はございますか。神吉委員、お願いします。

○神吉委員

いろいろと細かいところを作成していただいて、本当にありがとうございます。すばらしいまとめになっていると思いますが、確認をさせていただきたいところがあります。

27ページから試験及び評価実施機関に求められる主な要素が挙げられていますが、28ページ以降に、(1)以下、試験及び評価を実施する機関・団体に求められる主な要素というのがございます。ここでIRT等の話も出ていますが、これはいわゆる大規模試験の対象機関を想定しているということで、先ほど3章に示されたパフォーマンス評価等の多様な評価とは違う話であるという理解でよろしいでしょうか。

その上で、(1)から(10)までの文末に、「求められる」とか「必要である」とか「望まれる」という文言がありますが、それぞれどのぐらいの強さなのでしょう。解釈が多様になりそうで、文末の違いによって、守るべき部分の強さを使い分けているのでしょうか。

もう一つ、(1)にテストスペックとありまして、「テストスペックを定めていることが求められる」とあるのですが、定めていけばいいのでしょうか。これは定めた上で公開していることが求められるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○石井主査

御質問について、いかがでしょうか。村田委員、お願いします。

○村田委員

私も神吉委員の御質問の点が気になっていました。文末の書き分けにどういう意味があるのかということと、これが実際社会の中で活用されるとなると、試験実施団体にとっての努力目標なのか、あるいは、実効性を検証するということになるのか。検証するとなると、どこがどういう立場や権限で検証するのか、この報告書の今後の使われ方をどのように考えればいいのか疑問に感じました。

検証ということに関しますと、検証するためには情報の公開・開示が必要になってくると思いますが、例えば(9)の不正対策などは、言ってみれば泥棒と防犯設備の関係のようなもので、手のうちを全部明かしてしまうことは到底できないわけです。したがって、情報を開示しろと言われても限界があるということは、御認識いただきたいと思えます。

○石井主査

今の御意見についてでも結構ですし、先ほどの御質問についてでも結構ですが、いかがでしょうか。根岸委員、お願いします。

○根岸委員

文言の「求められる」「望ましい」というところは、私が記憶する限りは、一貫した解釈ということを行ってはいなかったように思います。(1)のテストスペックのところは、これを開示まで求めるというのは、これも議論はしていなかったと思います。

これは私の今までの経験からの考えですが、実はテストスペックというものが整備されていない試験がよくあるということが、実態としてあるように思っています。作問のマニュアル程度、あるいは毎年行われているテストの過去問に倣って、似たように作るということがよく行われています。明確なテストスペックに基づいてテストを作っているわけではないというような実態が、以前は結構大きな試験でもあったように思います。スペックなく試験を作っているのはとても危険なことです。

したがって、必要なことは、テストスペックがない場合は作るということと、テストスペックに基づいて作成することを常に奨励すること。更に、テストスペックどおりに作っているかということ定期的にモニターすることが必要だと思います。

それから、先ほどの不正行為への対応なども近い部分もあると思いますが、完全には公開しろと言い難いものもあるかもしれません。ただ、できるだけ公開した方がいいだろうというのが私の考えではありますが、全ての試験機関が全てのスペックを公開しているというわけでもないのので、最低限自分たちはテストスペックを持っている必要がある、その中から可能な限りは公開するという形が望ましいと思っています。

しかしながら、「スペックを定めていることが求められる」という部分については、どこまでが公開すべきものかということ、一律に決められないように思うのですが、いかがでしょうか。

○神吉委員

ありがとうございました。よく分かりました。

その上で、今の(1)ですが、ここを二つに分けて、試験の目的を必ず明確にする、それを世の中に知らせるということが必要ではないかと思いました。今日も議論になっているように、これは何を測定しているのかということ、多くの人に正確に理解してもらうということが、非常に重要なことだと思います。そういう意味で、少なくともこの試験が何を目的にしているかは明確にする。その上でテストスペックは、様々な事情があるので出せないものもあるでしょう。その辺りは可能な限りで作成していることを公表する、そんなふうにはいかがかと思いました。

○石井主査

ありがとうございます。御意見はございますか。

○根岸委員

私も目的レベルはもちろん公開は差し支えないと思いますし、むしろ積極的にすべきと思います。もしレベルも公開していない試験があるとすれば、利用者にとっては非常に不便なので、是非にと思います。そのほかのことも、できるものは公開した方がいいだろうとは思いますが、というのは、公開していない状態が続くと、専門家でない人たちが不正確な情報を語り出すということも起こってしまいます。したがって、公開できるものはできる限り公開するというふうに、今後の流れとしてはあった方がいいのではないかと、個人的には思います。

○石井主査

ありがとうございます。今の件に関してほかに御意見ございますか。

この件について、事務局から何かありますか。

○増田日本語教育調査官

事務局から、失礼いたします。御議論いただいている28ページの10項目についてのまず文末は、統一して記載できるように改めたいと思っております。

ワーキンググループは先月をもって終了しており、本報告は日本語教育小委員会において取りまと

めていただく予定でございます。ここで御議論をいただきたいと思うのですが、事務局としましてはこの10項目とは、試験団体にすべからず公開を求めるものとして提示する意図はございません。

大学であるとか一般企業、また省庁などが、試験団体を選定する場合に、必要に応じてその選定に用いることができる主な要素を10項目提案しているというものです。

必要に応じて10項目の中から、例えば三つの項目について試験団体に提出を求め、選定機関において専門家の視点を合わせて審査いただくときの参考としていただくものでございます。ですので、挙げられた10項目の全てが今公開されていなければいけない、公開が望ましいということは書いておりません。

広く使っていただきたいと思っておりますので、あえて、どういうためにこの10項目を使うということを今の時点では明示してはおりません。その辺りも御意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○石井主査

どのようにしたらいいかということに関して御意見がありましたらお聞かせください。村田委員、お願いします。

○村田委員

今の事務局の御提案は非常に納得できましたので、私はその方向で結構ではないかと思います。

その上で、もう二つばかり細かな用語の質問をさせていただきたいのですが、29ページ、(6)「大規模テスト」という言葉が出てきます。これまでの審議の中でも出てきたと思うのですが、この大規模テストという用語には、具体的な定義があるのでしょうか。我々がやっているJLPTは間違いなく大規模テストになりますので、特段定義を気にせずに言葉を使ってきたのですが、二十幾つある日本語の試験の中で、自分たちの試験が大規模試験なのかどうなのかと迷われる方もいると思いますので、言葉の定義があった方がいいのではないかと感じました。

それから、(8)の情報セキュリティに関して、「公的な認証を得ていることが必要である」とあるのですが、公的な認証というのは具体的にはどういう制度を想定されているのか。私どもの団体の総務にも確認したのですが、我々もこうした情報セキュリティ、個人情報保護の規定を設けてウェブサイト等で公開していますが、それを第三者機関からオーソライズしてもらうような仕組みはないのではないかという意見でした。この公的な認証というのは具体的に何を指しているのか、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○根岸委員

私は公的な認証の方は詳しく知らないのですが、(6)の方の大規模テストは、私たちの会議でも問題というか、話題には上がったと思うのですが、明確な規定がないまま今日まで来ております。

ただこの文脈を読むと、「IRT等を含む統計的手法を用いて分析を行っていることが求められる。大規模テストの場合は」とありますので、解釈はIRTのようなテストの分析ができる規模のテストということが言えるのではないのでしょうか。例えば100人に満たないテストでは、このIRT自体が一般的にはあまり適用されませんので、1,000人、少なくとも500人とか、それ以上であることが多分ここで含意されているのではないかなと思いますが、どうでしょうね。そこら辺、事務局はどのようにお考えでしたか。私は何となく流れでそう読んでしまっていたのです。

○増田日本語教育調査官

根岸座長の御指摘にもありましたとおり、大規模テストという定義が明確に立てられないということで、不用意に数か所用いていた箇所を「社会的ニーズに応える日本語能力判定」という表現に置き換えておりました。御指摘の箇所は、事務局の修正ミスで残ってしまっていたものと思われるので、修正させていただきます。

もし、大規模テストの定義を御存じの委員がいいたら、教えていただきたいのですが、事務局で調べる限り、なかなか決まったものがないように承知しており、多少分かりにくくなるかもしれませんが、「社会的ニーズに応える日本語能力判定」と開いて書きたいと思っております。

また、(8)の情報セキュリティ管理体制について、公的な認証は、例えばプライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステムの認証を想定して記載したものと承知しております。セキュリティ管理体制の一例として、そういった公的な認証を受けていることが望ましいということを意図して書かれております。

○石井主査

ありがとうございます。今のお答えで大丈夫でしょうか。

○村田委員

「公的な認証が必要である」となっているのは、必須であるという理解でよろしいでしょうか。

○増田日本語教育調査官

試験を選ぶ機関側が、この(1)から(10)のどれを採用して試験の選定を行うかによるかと思えます。実際に省庁等が行っている試験・評価の選定においては、このような公的認証が必須として要求されている例もございますので、あくまで例として書かせていただいたものでございます。

ただ文末については、先ほどの御意見もありましたので、公的な認証というものが、活用されることが推奨されるといった文末にそろえることも検討したいと思えます。

○石井主査

よろしくお願いします。それでは、眞嶋委員、どうぞ。

○眞嶋委員

「日本語教育の参照枠」二次報告の基になったのは、欧州評議会の2009年の文献だと思うのですが、その姿勢としても、良いテストにしたいならばこういう条件を満たすと良いというアドバイスだったと思えます。

したがって、こうでなければテストと言っはいけないというような管理しようという姿勢ではなく、それぞれ目標の対象者を決め、より良い試験を作ろうとしているとしたら、こういうことを勘案すると良いという書き方で良いと思えます。あまり強制力を持たせるような姿勢でない方が、本来の趣旨ではないかと思えました。

○石井主査

ありがとうございます。ほかに何かお気づきの方、島田委員、お願いします。

○島田委員

(1)のテストスペックですが、テストスペックとしか書いていないのですが、(2)では何々の公表、(3)は公開というように書かれていますね。(1)も、恐らくテストスペックに基づいたテスト作成、ということだと思いますが、何か行動のようなものが入ると良いと思えました。

それから(1)から(10)までの要素が求められるということが上に書いてありますので、もしかしたら、文末は「求められる」「望ましい」ではなく、例えばテストスペックでしたら「定められている」で終わるような形にそろえてもいいのではないかと思えました。

○石井主査

御提案ありがとうございます。文言は大事だと思いますので、御意見を出していただいたことは大変ありがたいと思えます。御意見につきましては、事務局で一旦整理をし、再度委員の皆様にご確認いただくという形で、文言その他、今日御指摘のあった点についてはまとめていけたらと思えますが、それでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

最後になりますが、参考資料を含めて、全体を通して御意見がございましたらお出しください。来年度の審議予定として、「日本語教育の参照枠」の活用のための手引きにつながる御意見など、お出し

いただけると幸いです、いかがでしょう。神吉委員。

○神吉委員

日本語教育の推進に関する法律、それから基本方針も、今日の話もそうですが、ホスト社会側の理解が重要だということが様々なところで言われています。今のところ文化庁の施策としては、日本語教育大会によって国民の理解を広げていくぐらいで、なかなかその先がないように思います。是非ホスト社会側への働き掛けも含めて、国が一体として日本語教育政策を進めていくといった議論が、この先できると良いのではないかと考えています。意見で恐縮ですが、以上です。

○石井主査

ありがとうございます。皆様も、今期最終の委員会ですので、何かありましたら是非お願いします。野田委員、お願いします。

○野田副主査

(5)番、社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方についてですが、30ページの③の日本語能力判定の有効な活用に向けてというところがありますが、ここが何か寂しい感じがします。皆さんの方から御意見を頂いて、もう少し盛り込めたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○石井主査

野田委員からの御指摘がありました、ここにもう一言こういうことを入れたいというようなことがありますか、いかがでしょう。また、お気づきの点があればお出しいただくということで、お願いします。

それでは、ここまでいろいろ御意見を頂きましたので、その御意見を踏まえて修正をいたしまして、国語分科会の前に委員の皆様には改めて確認をさせていただきます。

ワーキンググループの皆様、根岸座長、眞嶋委員、島田委員、本当に精緻なお仕事をしていただきましてありがとうございました。座長、最後に一言ございましたら、是非お願いします。

○根岸委員

私は英語教育の立場でございましたので、最初日本語教育のことはよく分からないところもあったのですが、皆様のお力添えを頂いて、本当に中身の濃い議論をして、一緒に勉強する機会を頂いて、私自身としてもとても有意義な時間を過ごせたと思っております。

先ほど眞嶋委員もおっしゃっていましたが、本当はこれからが一番大切なところですので、この報告を皆さんもいろいろ参照し、実際に御活用いただきたいと思えます。またその中で問題点等も見えてくるでしょうから、一緒に解決していければと思っております。本当に1年間ありがとうございました。

○石井主査

こちらこそありがとうございました。

それでは、議事2その他として、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの検討状況について、座長である戸田委員に御報告をお願いしたいと思います。戸田座長、よろしく願いいたします。

○戸田委員

それでは、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの本期の検討状況について御報告申し上げます。

参考資料「3」を御覧ください。このワーキンググループは、今期の日本語教育小委員会の二つ目の検討テーマである論点4、「標準的なカリキュラム案」の活用について、つまり「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の見直しを目的として検討を行っております。

令和元年6月に公布、施行された日本語教育の推進に関する法律の基本方針には、次のように書かれております。地域における日本語教育は我が国に在留する全ての外国人を対象とするものであると

定義され、「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について、文化審議会国語分科会において検証を行い、その改定を行うとあります。

このことを踏まえ、本期からカリキュラム案の改定に着手いたしまして、来年度末の完成を目指して作業を行っているところでございます。

次に、参考資料「1」です。参考資料「1」に本期の審議スケジュールがありますが、本期はワーキンググループを2回開催し、主に現状と課題について議論を行い、今後の検討材料とするための調査研究を実施したところでございます。

ここからは資料「4」に沿って御説明したいと思います。

まず、1ページの1、現状を御覧ください。一つ目、在留外国人の中長期的な滞在及び定住化の傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになってきていること、次に、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容、方法について、平成22年に「標準的なカリキュラム案」が取りまとめられていること、次に、地域において日本語教育を担う人材については、平成31年、国語分科会において、日本語教育人材の養成・研修の在り方について報告改定版において整理されたこと、次に、特定技能の在留資格が新設されたことにより、就労を目的とした外国人が増加することが予想されていることと、一定の日本語能力を有する外国人が入国するようになること、そして「日本語教育の参照枠」一次報告が示されたことなどを挙げています。

2ページを御覧ください。課題として五つ挙げております。カリキュラム案に示された生活上の行為の事例は平成22年に策定されており、10年が経過していることから、社会状況の変化に鑑み、見直しが必要であるということ、生活上の行為の事例には子育て、就労が含まれていますが、カリキュラム案にはこれらの項目に対応する学習項目の要素が示されていないということ、カリキュラム案では日本語の熟達度を示すレベルは示されていないということ、カリキュラム案では教材例集を示し、具体的な教材は各地域で作成することとしています。これが地域には負担になっているという声があること、「日本語教育の参照枠」に基づく生活Can-doを作成するに際しては、国内外の連関を視野に、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、国際交流基金日本語国際センターが開発したJF生活日本語Can-doとも連携を取る必要があるとしています。

これらの現状と課題を踏まえた検討事項を、次に四つ挙げています。一つ目、カリキュラム案のレベルについて。二つ目、カリキュラム案で扱う生活上の行為を見直すということ。三つ目、生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素を見直すということ。四つ目、カリキュラム案の作成について。

検討方法は3ページにありますように、ワーキンググループで検討された事項に基づき、調査研究を実施することとし、その結果を基に検討を行うこととしています。

調査研究は4ページに概要をまとめておりますように、本年3月まで実態調査を含めた検討を実施しております。結果がまとまりましたら、来年度の日本語教育小委員会にて御報告申し上げます。

3ページに戻ります。本ワーキンググループで来年度末までに目指す成果物は二つです。一つ目、「日本語教育の参照枠」に基づく分野別の言語能力記述文の「生活Can-do」に収録されるCan-doと、二つ目、この「生活Can-do」に基づく「学習項目の要素」です。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実態調査を含む調査研究の実施が遅れるなど、困難もございましたが、皆様に御協力いただきながら、ワーキンググループとしては、何とか当初の予定に沿って進められるよう努めております。成果物を皆様にお示しできるよう、引き続き検討を進めてまいります。

検討状況の報告は以上でございます。

○石井主査

何か御質問等ございましたらお出してください。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。これらの調査に関しましても、日本語教育関係者の皆様、更に学習者の皆様に多大なる協力を頂いたということで、貴重なデータが取らせていただいたことを、この場を借り

て御協力に感謝申し上げたいと思います。

調査研究につきましては、本年度末までの取りまとめの予定ということで、来年度の日本語教育小委員会において御報告いただくこととなります。それでよろしいでしょうか。事務局、いかがですか。

○増田日本語教育調査官

はい。その予定でございます。

○石井主査

それでは、本日の議題は以上となります。「日本語教育の参照枠」二次報告の取りまとめに向けて審議を行いました。本日の審議を踏まえて、報告案の修正について事務局と検討いたします。委員には改めて確認いただきますが、文言を含めて最終的な報告の確定に関しましては、主査である私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これをもって今期最後の日本語教育小委員会は閉会ということにさせていただきます。

今期は第100回の記念すべき日本語教育小委員会から、コロナウイルスの感染症の影響によりまして、持ち回り開催となりまして、その後もオンラインでの開催でございます。委員の皆様、また傍聴の皆様には御不便をお掛けしたことが多々あったと思いますが、こうして今期も予定どおり審議を行うことができましたこと、また調査も遅れはございますが、実施できましたこと、委員の皆様、関係者の皆様にも心より感謝申し上げます。

本審議会の委員だけでなく、業界全体として考え、育てていただける「日本語教育の参照枠」になるよう、我々も努めていかなければと、今期を振り返って改めて思っております。

○神吉委員

来期以降の審議会の開催について、発言させていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。恐らくこのコロナの状況が変わると、また対面型の会議も開かれると思うのですが、そうなったとしても、傍聴については、今までのようにオンラインでも受け付けられるよう、より多くの人がこの議論を聞いて一緒に考えていける環境を整えていただきたいと思います。是非よろしく願います。

○石井主査

御提案ありがとうございます。本当にそうですね。

最後に、事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。今後の審議スケジュールについて御案内いたします。国語分科会は3月12日金曜日10時より開催を予定しております。御出席くださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。今期も御審議ありがとうございました。

○石井主査

最後になりますが、副主査をお務めくださった野田委員、一言いかがでしょうか。

○野田副主査

今期の審議が予定どおり進んだことは、皆さまのおかげだと、本当にありがたく思っています。特にワーキンググループの委員の皆様、本当に大変だったと思いますが、ありがとうございました。最初にワーキンググループの内容とスケジュールを拝見したときに、こんなに短期間にこんなことできるのかなと正直思ったのですが、思っていたよりずっと良い報告が出来て、うれしく思っています。

ただ皆さまからも御意見が出ていたように、来年度から「日本語教育の参照枠」の活用・促進に向けて本格的に取り組んでいくこととなります。大変だなと改めて思いました。この二次報告は専門家向けの内容だとつくづく感じます。一般の方がこれを読んで、恐らくよく分からないかもしれません。

それを今期の議論を通して、強く感じています。専門家だったら当たり前ということ、前提と考えているところが、実は大事で、そのことを伝えていかないといけないと思います。

それから、この二次報告、日本語能力評価のまとめが出来たときに、画一化のようなことが起こらないよう、注意していかないといけないだろうと思っています。この報告書の根底に流れているのは、画一化ではない方向だと思いますが、一旦このような報告が出来てしまうと、世の中は画一化に向かうということがよくあると思いますので、そこは十分気をつけていかないといけないと思います。

日本語能力試験でも、最初、専門家が中心になって活用していた頃は、これは一つの指標だと相対的に見ていたと思いますが、多くの人を知るようになり、使うようになってから、この試験のレベルが絶対的と思う方が世の中に多くなっている感じがします。そういうことが起こらないように、これから大変だと思いますが、皆さん、よろしく願いいたします。長くなりましたが、どうもありがとうございました。

○石井主査

野田副主査、今期も本当にありがとうございました。

繰り返し申し上げますように、この「日本語教育の参照枠」の議論は始まったばかりで、今後も引き続き取り組んでいかなければいけないと思っております。是非皆様の御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

これもちまして、105回の日本語教育小委員会を終了いたします。ありがとうございました。